

保 発 第 0410005 号

平成18年4月10日

都 道 府 県 知 事 殿
地方社会保険事務局長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に
関する省令の一部を改正する省令の施行について

標記の省令については、本日、厚生労働省令第111号として公布され、その一部が同日施行されることとなった。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、了知の上、その取扱いに遺漏ないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

本日付けで、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）による診療報酬及び調剤報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求方法として、オンラインによる方法を追加し、一定期間後は、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータの状況等に応じて、順次、オンラインによる方法に限定すること等を内容とする療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部の改正する省令（平成18年厚生労働省令第111号）が公布された（別紙1参照）。

この省令改正は、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会でとりまとめられた「医療制度改革大綱」の内容を踏まえたものであり、レセプトのオンライン化によって医療保険事務全体の効率化を図ろうとするものである。

今後、個人情報保護に十分留意しつつ、関係者の協力の下に円滑な施行を図ることによって、所期の目的を実現することが求められる。

第2 改正の内容

1 公布日施行分

- (1) 厚生労働大臣が指定した保険医療機関又は保険薬局の電子情報処理組織の使用による請求の特例

厚生労働大臣が指定した保険医療機関又は保険薬局（以下「指定保険医療機関等」という。）は、社会保険診療報酬支払基金その他厚生労働大臣が指定する審査支払機関（以下「指定審査支払機関」という。）に対して、電子情報処理組織（オンライン）を使用して、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求を行うことができることとした（試行的方式は平成19年度まで）。

- (2) 電子情報処理組織の使用による請求の開始又はプログラムの変更に関する届出

指定保険医療機関等が電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、次に掲げる事項を指定審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 保険医療機関等の名称及び所在地
- ② 指定審査支払機関に対して電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名及び請求を開始する年月
- ③ その他厚生労働大臣が定める事項

指定保険医療機関等が、電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムを変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 指定保険医療機関等の名称及び所在地
- ② 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名
- ③ 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
- ④ その他厚生労働大臣が定める事項

- (3) 指定保険医療機関等以外の保険医療機関等が行う療養の給付費等の請求

書面による請求又は光ディスク若しくはフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を用いた請求を行う場合には、従前どおりの取扱いとする。

- (4) その他所要の改正

指定保険医療機関等が、電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求を行うに当たっては、各月分について、翌月10日までに行わなければならないこととするとともに、指定審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときをもって当該指定審査支払機関に到達したものとみなすこととする。

2 平成20年4月1日施行分

(1) 保険医療機関等の療養の給付費等の請求

保険医療機関等が、審査支払機関に対して、療養の給付費等の請求を行う場合には、後記(4)の経過措置の期間に該当する場合を除き、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

(2) 電子情報処理組織の使用による請求の開始又はプログラムの変更に関する届出

保険医療機関等が電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 保険医療機関等の名称及び所在地
- ② 審査支払機関に対して電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名及び請求を開始する年月
- ③ その他厚生労働大臣が定める事項

保険医療機関等が、電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムを変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 保険医療機関等の名称及び所在地
- ② 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名
- ③ 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
- ④ その他厚生労働大臣が定める事項

(3) 療養の給付費等に関する費用の請求の代行

医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するもの(以下「事務代行者」という。)は電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行することができることとする。

保険医療機関等は、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を行うときは、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 保険医療機関等及び事務代行者の名称及び所在地
- ② 事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関に対して電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名及び請求を開始する年月
- ③ 事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつては、その年月
- ④ その他厚生労働大臣が定める事項

また、事務代行者が、電子情報処理組織の使用による請求を行うために使用するプログラムを変更しようとするときは、保険医療機関等は、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

- ① 保険医療機関等及び事務代行者の名称及び所在地
- ② 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名
- ③ 変更後のプログラムを使用して、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
- ④ その他厚生労働大臣が定める事項

(4) 電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置

保険医療機関等が行う療養の給付費等の請求について、以下の各期間においては書面又は光ディスク等による請求を行うことができる（別紙2参照）。

① 平成21年3月31日までの期間

ア 病床数が400床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であって、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成することができるものをいう。）を使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行っているもの又はレセプト文字データ変換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。）を使用することによって光ディスク等を用いた請求が可能となるものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

イ レセプトコンピュータを使用している薬局が行う療養の給付費等の請求

② 平成22年3月31日までの期間

ア 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行っていないものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

イ 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

③ 平成23年3月31日までの期間

ア 病院・診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う、療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）

イ 病院・診療所・薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求（次の④に掲げるものを除く。）

④ 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間で厚生労働大臣が定める日

ア 平成21年4月1日に現存する病院・診療所・薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであって、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の療養の給付費等の請求件数が1,200件以下である旨を厚生労働大臣に届け出た病院・診療所・薬局が行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

イ 平成21年4月1日に現存する病院・診療所のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであって、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の療養の給付費等の請求件数が600件以下である旨を厚生労働大臣に届け出た病院・診療所が行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）

上記届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書面を添えなければならない。

(5) 書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行う場合には、従前どおりの取扱いとする。

省 令

○厚生労働省令第百一十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月十日

厚生労働大臣 川崎 一郎

令

第一条 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、同条第一項中「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改め、「磁気テープ」を削り、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、又は磁気テープを用いた請求をやめようとするとき「削り、同項第二号中「磁気テープ等を用いた請求を始めようとする場合にあつては、当該磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、「住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに」を削り、「当該磁気テープ等を」を「当該光ディスク等を」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項各号列記以外の部分中「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、同項第二号中「当該」を「及び当該」に改め、「及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」を削り、同項第三号中「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の場合において、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

2 光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該光ディスク等は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則中第二十五条を第二十八条とし、第四条から第二十四条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

(電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求の特例)

第四条 厚生労働大臣が指定した保険医療機関又は保険薬局(以下「指定保険医療機関等」という。)は、第一条第一項の規定にかかわらず、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金その他の厚生労働大臣が指定する審査支払機関(以下「指定審査支払機関等」という。)に対して、電子情報処理組織(指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、指定保険医療機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用を請求することができる。

2 前項の規定により療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用を請求しようとする指定保険医療機関等は、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

3 前項の場合において、指定保険医療機関等は、老人医療に関する費用の請求をしようとするときは、同項の厚生労働大臣が定める事項のほか、老人保健法施行規則第十五条の規定により患者から提示された被保険者証等によりその者に係る保険者番号及び被保険者証等の記号番号を同項のファイルに記録するものとする。

4 第二項の場合において、療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を同項のファイルに記録しなければならない。

第五条 電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求(以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。)は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定審査支払機関等に到達したものとみなす。

第六条 指定保険医療機関等は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る指定審査支払機関等に提出しなければならない。

一 指定保険医療機関等の名称及び所在地
二 指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
三 その他厚生労働大臣が定める事項

2 指定保険医療機関等は、指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の額の算定方法が改められたことに伴つて変更を行うおうとするときを除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る指定審査支払機関等に提出しなければならない。

一 指定保険医療機関等の名称及び所在地
二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称
三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
四 その他厚生労働大臣が定める事項

第二条 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出しなければならない。」を「厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審

審査機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。に改め、同条第二項中「請求をしようとするときは」の下に、「同項の厚生労働大臣が定める事項のほか」を加え、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の所定の欄に記載」を「同項のファイルに記載」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には」を「療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には」に、「資料を添付」を「情報を同項のファイルに記録」に改める。

第二条を次のように改める。

（電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求）
第二条 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求（以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。）は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

第三条の見出しを「電子情報処理組織の使用による請求の開始等の届出」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する手続による請求（以下「光ディスク等を用いた請求」という。）を始めようとするときは」を「電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは」に改め、「記載した届書を」を削り、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項第二号中「光ディスク等」を「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに」に改め、同項第三号各号列記以外の部分中「光ディスク等」を「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに」に改め、同項第四号各号列記以外の部分中「光ディスク等」を「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに」に改め、「記載した届書を」を削り、「提出しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項第三号中「記録した光ディスク等を用いた請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四条を次のように改める。

（療養の給付費等の請求の代行）

第四条 前三条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが療養の給付費等の請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と「厚生労働大臣」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣」と、同条第二項中「老人医療」とあるのは「事務代行者を介して老人医療」と、同項の「ファイル」とあるのは「事務代行者を介して同項のファイル」と、同

条第三項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、「同項の」とあるのは「事務代行者を介して同項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする場合にあつては審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつてはその年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「変更」とあるのは「事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替へるものとする。

附則中第四条及び第五条を次のように改める。

（電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）
第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等）について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等）について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

平成二十一年三月三十一日

一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行っているもの又はレセプト文字データ交換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等へ記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。）を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求

| | |
|--|--|
| <p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ交換ソフトを使用することができないものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）</p> | <p>平成二十二年三月三十一日</p> |
| <p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）</p> | <p>平成二十三年三月三十一日</p> |
| <p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）</p> | <p>平成二十三年三月三十一日</p> |
| <p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求（次号及び第八号に掲げるものを除く。）</p> | <p>平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日</p> |
| <p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）</p> | <p>平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）</p> |

2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

(書面による請求)

第五条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求によつて老人医療に関する費用の請求をしよつとるときは、老人保健法施行規則第十五条の規定により患者から提示された被保険者証等によりその者に係る保険者番号及び被保険者証等の記号番号を診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の所定の欄に記載するものとする。

2 書面による請求を行う場合において、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則第六条の見出しを「光ディスク等を用いた請求」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「電子情報処理組織の使用による請求」を「光ディスク等を用いた請求」に、「指定審査支払機関等」を「審査支払機関」に改め、同項第一号中「指定保険医療機関等」を「指定保険医療機関又は保険薬局」に改め、同項第二号中「指定審査支払機関等」の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録」を「光ディスク等に附則第四条第一項の記録（療養の給付費等）について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて行う記録をいう。以下同じ。）」に、「電子情報処理組織の使用による請求」を「当該光ディスク等を用いた請求」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「指定審査支払機関等」の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録」を「光ディスク等に附則第四条第一項の記録」に、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用」を「療養の給付費等」に、「指定審査支払機関等」を「審査支払機関」に改め、同項第一号中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、同項第三号中「電子情報処理組織の使用による請求」を「記録した光ディスク等を用いた請求」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

4 光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該光ディスク等は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三条第四項の改正規定は平成十八年四月分の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求から、第三条第一項の改正規定（診療報酬明細書又は調剤報酬明細書）を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める部分に限る。）は別に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。